

屋久島町電気自動車等導入促進補助事業



脱炭素社会の実現に向けて— 電気自動車購入経費の 一部を助成します。

国、鹿児島県の
補助金制度と
※併用可能

※国、県の補助金はそれぞれ
お問い合わせください。

受付期間

令和5年 **6月1日** 木 ～ 令和6年 **3月29日** 金

※申請順に受付を行います。受付期間内でも予算に達した時点で終了します。

屋久島町では、脱炭素社会の実現に向けて、水力発電から生み出されるクリーンなエネルギーを活用し、ガソリン自動車などから排出される二酸化炭素の削減を目的として、電気自動車（EV）等の購入に対する補助を行います。

補助対象	補助要件	補助金額	その他
電気自動車 【個人・法人】	自動車検査証に燃料が「電気」であることが記載されている 新車	55万円 / 1台 ※個人・個人事業者は1台、法人は2台を上限	新車購入のみ対象
充電・給電設備 【個人・法人】	新規設置する充電又は給電設備	1/2（工事費を含む金額） 上限8万円	新規設置を対象

※令和5年4月1日から令和6年3月29日までに初年度登録を行ったものが対象となります。

◆応募条件（次の全てを満たす個人及び法人）

- ① 交付申請時に、1年以上「屋久島町に住所を有する」個人・個人事業者、法人にあっては1年以上、町内に事業所又は営業所を有すること。
- ② 町税に未納がないこと。
- ③ 補助対象となる車両及び充電設備等の使用の本拠を屋久島町内とすること。

◆申請方法

・初年度登録より2ヶ月以内に、補助金交付申請書のほか要綱に定める書類を、持参または郵送で下記送付先まで提出下さい。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・申請書送付先】 屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係

〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20 ☎：0997-43-5900 FAX：0997-43-5905

Email：shizen@town.yakushima.kagoshima.ne.jp

